

弁護士賠償責任保険 サイバー保険 ロイヤーズマネーガード



全弁協の弁賠は、4つの特長で先生方の万が一をサポートいたします!!
全所属組合員の **約76%** の先生方にご加入いただいております。

特長①

保険料が低廉で合理的かつ
高額賠償にも備えられる

- 全弁協様のスケールメリットを活かした大口の割引を適用!

弁護士賠償責任保険
20%
(団体割引)

ロイヤーズマネーガード
30%
(複数被保険者数割引)

- 弁理士、税理士、渉外業務を補償対象外にすると、最大15%割引になります。

NEW 2024年7月1日 保険始期から
保険金額の上限が **1事故 10億円**
期間中 30億円 に拡大!!

特長②

サイバー保険が自動セット

- 民事裁判のIT化等により、増大するサイバー攻撃リスクをカバー!

※弁護士賠償責任保険の加入型G2~Y2、G1~Y1にサイバー保険（保険金額賠償2,000万、費用200万）が自動セットされています。

- オプションで高額な賠償費用やフォレンジック費用にも備える「**上乘せサイバー保険**」もご加入をおすすめいたします。告知も不要、保険料算出基礎は売上高ではなく、弁護士数なのでシンプルで分かりやすい保険料体系になっています。

NEW 2024年7月1日 保険始期から
保険金額の上限が **賠償 10億円**
費用 1億円 に拡大!!

特長③

(オプション:ロイヤーズマネーガード)
供託金などの弁護士業務に関わる
貨紙幣、有価証券の盗難等を補償

- 顧客からの預り金を含め、**事務所全般の業務にかかわる貨紙幣類・有価証券を輸送中・保管中を問わず最大2億円までワイドに補償!**

※財産管理業務等で預かった依頼人名義の通帳・印鑑・キャッシュカードの盗難事故
※事務所所有の現金・有価証券・キャッシュカードの盗難事故

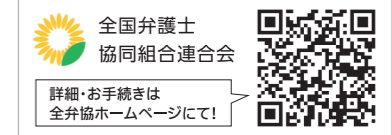
など

弁護士事務所専用

特長④

お手続きは簡単・便利な
インターネットで

- 専用Webシステムで、**いつでも各種手続き・加入者証の発行が可能!**
- 加入者ご自身でインターネットから新規ご加入・ご継続手続きいただくと**300円の割引!**



詳細・お手続きは
全弁協ホームページにて!

事故連絡先

★事故時の損保ジャパン連絡先

<弁護士賠償責任保険/サイバー保険>

全国(近畿地域を除く) ◆本店火災新種専門保険金サービス部 医師・専門賠償保険金サービス課
TEL 03-3349-5381 (受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

近畿地域 ◆関西火災新種保険金サービス部 医師・専門賠償・保証保険金サービス課
TEL 06-4704-2028 (受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)
※下記の協同組合に所属の方の連絡先になります。
大阪弁護士協同組合、兵庫県弁護士協同組合、京都弁護士協同組合、和歌山弁護士協同組合、奈良弁護士協同組合、滋賀弁護士協同組合

<ロイヤーズマネーガード>

◆海上保険金サービス部 運送保険金サービス課
TEL 03-3261-3179 (受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

保険契約者 **全国弁護士協同組合連合会** 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3弁護士会館14階
TEL 03-3580-0806

問い合わせ先

総括代理店 **株式会社 カイトー**
〒160-0023
東京都新宿区西新宿7-2-6西新宿K1ビル
TEL 03-3369-3100 FAX 03-3369-3120
(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)
E-mail: lawyer.insh@kaito.co.jp

取扱代理店

引受保険会社 (総括担当店) **損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部第二課**
〒160-8338
東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL 03-3349-5402 FAX 03-6388-0161
(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

取扱担当店

○このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、上記の取扱代理店または損保ジャパンの担当店にお問い合わせください。
○ご加入者以外に対象となる方(被保険者)がいらっしゃる場合は、その方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
○取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

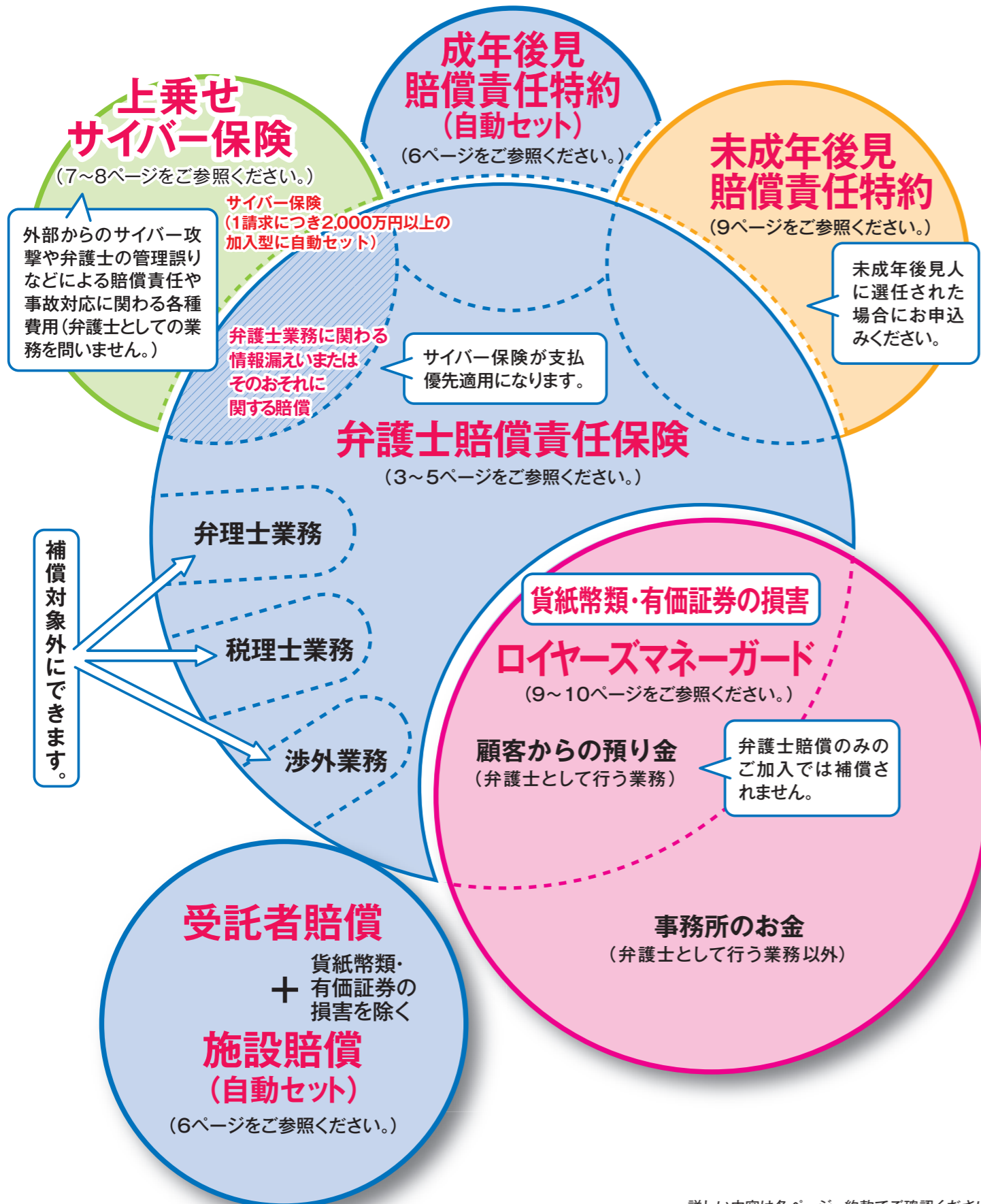
保険期間 **2024年7月1日午後4時~1年間**

申込締切日 **2024年6月14日(金)** ※中途でのご加入も随時受け付けております。

1 弁護士賠償責任保険 サイバー保険 未成年 後見賠償責任特約 ロイヤーズマネーガードの概要

この保険は、「弁護士業務」に起因する賠償事故だけでなく、「サイバー攻撃」に対する賠償事故や、「受託物（貨紙幣類・有価証券を除きます。）」に対する賠償事故、「事務所の所有・使用・管理」に起因した賠償事故、「成年被後見人の日常生活」に起因する賠償事故も補償します。

オプションで「上乗せサイバー保険」や、「未成年被後見人の日常生活に起因する被保険者が被った賠償事故」、「業務にかかわる貨紙幣類・有価証券の盗難事故等を補償するロイヤーズマネーガード」も用意しています。
(注) オプションのみでのご加入はできません。必ず「弁護士賠償責任保険」とセットでのご加入となります。



詳しい内容は各ページ・約款でご確認ください。

基本補償	オプション
<p>弁護士賠償 (弁護士特約条項) 弁護士業務に関する賠償事故 弁護士(弁護士法人)が資格に基づいて遂行した業務に起因して他人に損害を与え、日本国内において損害賠償請求が提起され、法律上の賠償責任を負担した場合に被る損害について補償します。</p> <p>自動セット サイバー保険(サイバー保険特約条項) 外部からのサイバー攻撃や情報漏えいに関する賠償事故 サイバー攻撃や情報漏えいまたはそのおそれが発生したことに起因して、他人から損害賠償請求が提起され、法律上の賠償責任を負担した場合に被る損害について補償します。 <small>※弁護士賠償責任保険の加入型G2~Y2、G1~Y1に自動セット</small></p> <p>自動セット 受託者賠償 (受託者追加条項) 貨紙幣類・有価証券以外の「受託物」に関する賠償事故 弁護士(弁護士法人)が、依頼人等から預かった「貨紙幣類・有価証券以外の有体物」に損害を与え、日本国内において損害賠償請求が提起され、法律上の賠償責任を負担した場合に被る損害について補償します。</p> <p>自動セット 施設賠償 (施設危険担保追加条項) (人格権侵害担保追加条項) 事務所の所有・使用・管理 または業務遂行上の身体賠償・財物賠償の事故 事務所の所有・使用・管理または業務遂行上で生じた偶然な事故によって、他人に身体障害や財物損壊を与え、日本国内において損害賠償請求が提起され、法律上の賠償責任を負担した場合に被る損害について補償します。また、弁護士法3条の業務でない弁護士資格を保有していることで行う業務*での不当な身体の拘束、名誉棄損やプライバシーの侵害等により、法律上の賠償責任を負担した場合に被る損害について補償します。(ただし、1被害者100万円、一連の損害賠償請求および期間中200万円を限度。) <small>※弁護士会や協同組合活動、社外取締役、学術・企業の検討会におけるアドバイス、書籍などの執筆、マスコミのコメンテーター など</small></p> <p>自動セット 成年後見賠償 (成年後見業務追加条項) 成年被後見人の日常生活に起因する被保険者が被った法律上の賠償責任 成年被後見人の日常生活に起因して他人の身体の障害または財物の損壊について弁護士(弁護士法人)が負担した場合に被る損害について補償します。</p>	<p>おすすめ 上乗せサイバー保険** サイバー保険(自動セット)の上乗せ補償(高額賠償、費用への備え)</p> <p>サイバー攻撃により高額化する賠償金や費用は、自動セットのサイバー保険(賠償2,000万円/費用200万円)だけでは充分とは言えません。上乗せサイバー保険にご加入いただくと、最大で賠償10億円/費用1億円(自動セットの金額を含む)の高額補償が選択可能です。</p> <p><small>※弁護士賠償責任保険の加入型G2~Y2、G1~Y1に上乗せできます。</small></p> <p>未成年後見賠償責任特約 未成年被後見人の日常生活に起因する被保険者が被った法律上の賠償事故</p> <p>未成年被後見人の日常生活に起因して他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者である弁護士(弁護士法人)が法律上の賠償責任を負担した場合に被る損害について補償します。</p> <p><small>未成年者のお名前と生年月日のみのご申告で、その他のご提出書類は不要です。</small></p> <p>おすすめ ロイヤーズマネーガード 業務(財産管理を含みます。)にかかわる貨紙幣類・有価証券の損害を補償</p> <p>業務にかかわる貨紙幣類・有価証券を対象とし、日本国内における輸送中や事務所保管中の損害*を補償します。 <small>※盗難・紛失(保管中に生じた紛失は賠償責任を負う場合に限り、)・火災・爆発・風水災などほとんどすべての偶然な事故による損害</small></p>

I (A) . 弁護士賠償責任保険

1 補償する損害は？

弁護士（弁護士法人）が資格に基づいて遂行した業務に起因して他人に損害を与え、日本国内において損害賠償請求が提起され、法律上の賠償責任を負担した場合に被る損害^(※)について補償します。

(※) 損害の範囲

- 被害者に支払うべき「損害賠償金」
- 訴訟になった場合の「訴訟費用」、「弁護士報酬」等の費用 など
(ただし、損保ジャパンの承認を得て支出したものに限りかぎります。)

2 対象となる業務は？

- 弁護士の資格に基づいて遂行した「弁護士法第3条」に規定される業務
(後見人、保佐人、管財人、およびこれらに準ずる資格において行う法律事務を含みます。)
- 弁護士法人が行う「弁護士法第3条」に規定される業務および「弁護士法第30条の5」に規定される法務省令第62号第1号ないし第3号に掲げる業務(ただし「他人の事業の経営」は除きます。)

民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和4年法律第48号)に基づいて行う弁護士業務も補償の対象となります。

- * 弁護士以外の従業員が弁護士の履行補助者として行った業務も、使用者たる弁護士が責任を問われる場合には本保険の対象となります。
- * 「判事補および検事の弁護士職務経験制度」に基づいて行う弁護士業務も補償の対象となります。
- * 以下の業務の全部または一部に起因する賠償責任について、弁護士賠償責任保険の補償対象外とすることが可能です。
なお、その場合に、対象外とする業務によって保険料を割引くことができます。

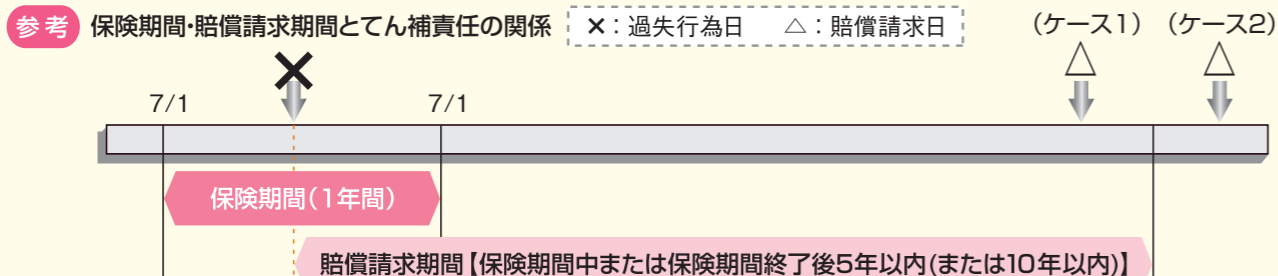
(詳細は後記 7 をご覧ください。)

補償対象外とできる業務 ➡ A 弁理士業務 B 税理士業務 C 渉外業務

注意 自動セットのサイバー保険には割引が適用されません。

3 保険期間とお支払いする損害との関係は？

- 保険期間は1年間です。(中途でのご加入の場合は1年よりも短い期間となります。)
- 保険期間中に行った業務に起因して、保険期間中または保険期間終了後5年以内(または10年以内)に日本国内において損害賠償請求を提起された場合にかぎり、損害を補償します。



- 過失行為日が保険期間内に発生しても、(ケース1)の場合は「補償対象」となり、(ケース2)の場合は「補償対象外(免責)」となります。
- 賠償請求期間 10年タイプへのご加入をおすすめします。

4 保険金額(保険金の支払限度額)は？

- 加入型によって保険金額が異なります。(詳細は11ページをご参照ください。)
- 加入者全体の約97%が加入されているJ型(1請求:1億円)以上の型にご加入されるようおすすめします。
- 保険金額は、被保険者(弁護士または弁護士法人)毎に適用されます。
ただし、複数の弁護士が共同で受任した事案については、以下を1請求の支払限度額とします。

「被保険者それぞれの保険金額のうち最も高い保険金額の2倍」または「被保険者それぞれの保険金額の合計額」のいずれか低い方

5 自己負担額(免責金額)は？

- 1請求について、免責金額適用区分ごとに下表の自己負担額(免責金額)が適用となります。
ただし、損害賠償金以外で補償される費用(訴訟費用等)には自己負担額(免責金額)は適用されません。
なお、共同受任の場合の自己負担額(免責金額)はそれぞれの被保険者毎に適用されます。

事故の種類	免責金額適用区分	判定期間中(※1)の事故件数		
		0件 A(※2)	1件 B(※2)	2件 C(※2)
破産管財人業務以外の請求に適用される自己負担額(免責金額)(1請求につき)	0円	60万円または損害賠償金の20%のいずれか高い額(ただし300万円限度)	90万円または損害賠償金の30%のいずれか高い額(ただし300万円限度)	
破産管財人業務の請求に適用される自己負担額(免責金額)(1請求につき)	0円	60万円または報酬額の55%のいずれか高い額	90万円または報酬額の60%のいずれか高い額	

新規ご加入や判定期間中(※1)に保険金支払いがない弁護士の方は、自己負担額(免責金額)はありません。

- ※1 判定期間について: 保険期間の18か月前から6か月前までの1年間
- ※2 A③Cについて: 新規ご加入や判定期間中に保険金支払いがない弁護士の方はAとなります。
判定期間中に保険金支払いがある弁護士の方はBまたはCとなります。該当の弁護士の方は加入者証の表示をご確認ください。

6 加入単位と被保険者は？

- 本団体契約は弁護士協同組合の組合員のみご加入いただけます。
弁護士協同組合の組合員でない方および弁護士協同組合の組合員でない弁護士法人は、本団体契約には加入できません。必ず弁護士協同組合へ加入のうえお申し込みください。なお、弁護士法人は主たる事務所のご登録地にて法人加入してください。(従たる事務所の協同組合法人加入は不要です。)
- 被保険者について
加入いただいた弁護士が被保険者となります。弁護士法人が加入者となる場合は、弁護士法人も被保険者となります。
※ 弁護士法人でご加入の場合は個人受任、法人受任ともに補償対象となります。
- 弁護士事務所または弁護士法人単位で一括加入いただけます。
弁護士事務所(または弁護士法人)に所属される弁護士の方は必ず全員ご加入ください。
※ なお、弁護士法人の場合、補償内容は、弁護士法人を含めて全員同一にさせていただきます。
- 個人単位の加入について
個人単位で加入することもできますが、同一事務所内で勤務する他の弁護士と共同で受任するケースも多くあると思いますので、できるだけ事務所に所属する弁護士の方は全員が加入されることをおすすめします。
(例えば、代表者弁護士と勤務弁護士が共同で行った法律事務で過失があり、代表者弁護士のみが保険加入していた場合で、被害者への損害賠償金を保険金でお支払いした時には、勤務弁護士の責任分については保険会社が代位求償権を行使します。)

7 特定業務補償対象外割引について

以下の特定業務に起因した賠償責任を本保険の補償対象外とすることにより弁護士賠償責任保険の保険料から5%~15%割引することができます。

特定業務の種類
「弁理士業務」、「税理士業務」、「涉外業務」の3つです。
割引率は以下のとおりです。

補償対象外とする業務	割引率
A. 弁理士業務	5%
B. 税理士業務	5%
C. 涉外業務	5%

3つの業務をすべて補償対象外とした場合は、合計15%の割引となります。

ご注意

 自動セットのサイバー保険には割引が適用されません。

(各々の業務の定義)

- A. 弁理士業務**
- ア. 他人の求めに応じ、特許、実用新案、意匠、商標、種苗法に定める品種登録もしくは回路配置利用権設定登録または国際出願もしくは国際登録出願に関する特許庁、農林水産大臣、経済産業大臣もしくは外国の特許管理機関におけるまたはこれらのものに対する手続および、特許、実用新案、意匠もしくは商標に関する異議申立または裁定に関する経済産業大臣に対する手続きについての代理ならびにこれらの手続にかかる事項に関する鑑定その他の業務
 - イ. 特許、実用新案、意匠もしくは商標、国際出願もしくは国際登録出願、回路配置または特定不正競争に関する事項について、裁判所において、補佐人として、当事者または訴訟代理人とともに出頭して行う、陳述または尋問
 - ウ. 特許法第178条第1項、実用新案法第47条第1項、意匠法第59条第1項または商標法第63条第1項に規定する訴訟に関する訴訟代理
 - エ. 登録料納付管理等の上記ア. からウ. までに付随する業務
 - オ. 他人の求めに応じ、関税法第69条の3第1項及び第69条の12第1項に規定する認定手続に関する税関長に対する手続きのうち政令で定めるものならびに同法第69条の4第1項及び第69条の13第1項の規定による申立ておよびその申立てをした者が行う税関長または財務大臣に対する手続きについての代理
 - カ. 他人の求めに応じ、特許、実用新案、意匠、商標、回路配置または特定不正競争に関する仲裁事件の手続きについての代理
- B. 税理士業務**
- ア. 税理士法第2条第1項第1号に規定する税務代理
 - イ. 税理士法第2条第1項第2号に規定する税務書類の作成
 - ウ. 税理士法第2条第1項第3号に規定する税務相談
 - エ. ア. からウ. までの業務に付随して行う財務書類の作成または会計帳簿の記帳の代行
 - オ. 税理士法第2条の2に規定する裁判所での補佐人としての陳述
- ただし、弁護士法第3条第1項の業務の目的を達成するために税務相談を行う場合を除きます。
- C. 涉外業務**
- 外国法にかかる事案(外国法を準拠法とする事案)に関する業務に起因する賠償責任。
 - ただし身分法のみにかかる事案(親族・相続問題)に関する業務に起因する場合を除きます。

<ご参考>
保険金額と年間保険料抜粋版 (詳しくは11ページをご参照ください。) (保険期間1年、団体割引20%適用、一括払)

保険金額 (保険金支払いの限度額)		年間保険料 (弁護士1名あたり)					
1請求につき	保険期間中	1事故・保険期間中		賠償請求期間 10年		賠償請求期間 5年	
		賠償責任	費用	加入型	加入型	加入型	加入型
10億円	30億円	2,000万円	200万円	Y2	79,440円	Y1	75,800円
7億円	21億円			X2	66,700円	X1	63,650円
5億円	15億円			M2	56,220円	M1	53,650円
3億円	9億円			L2	43,350円	L1	41,380円
2億円	6億円			K2	35,450円	K1	33,840円
1億円	3億円			J2	30,510円	J1	29,120円

その他のタイプは11ページをご参照ください。
 *年間保険料(弁護士1名)には、サイバー保険(自動セット)保険料3,500円が含まれております。
 *表の保険料は、特定業務補償対象外割引を適用しない場合の保険料です。
 *被保険者数11名以上の場合の保険料は、Webシステムでご確認いただくか取扱代理店までお問い合わせください。

8 受託者賠償・施設賠償・成年後見賠償・サイバー保険(自動セット)の内容 ~自動セット~

■ 弁護士賠償責任保険には、以下の補償が自動セットされます。

<1> 受託者賠償責任保険

依頼者から預かった「貨幣類・有価証券以外の有体物」の損害に関する法律上の賠償責任を補償します。

Ex. 破産管財人業務で預かった在庫品・書籍・衣料品等を盗まれてしまった。

ご注意ください!!

「貨幣類・有価証券」の損害は対象となりませんので、
II.ロイヤーズマネーガード にご加入ください。
 ※詳しくは9~10ページをご確認ください。

<2> 施設賠償責任保険

① 事務所の所有・使用・管理または業務遂行上で生じた偶然な事故によって他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を補償します。

② 弁護士法第3条の業務ではない弁護士資格を保有していることで行う業務^(※1)に起因した不当行為^(※2)により被保険者が被った賠償責任に対し、1被害者100万円・一連の損害賠償請求および期間中200万円を限度に補償いたします。

※1 弁護士会や協同組合活動、社外取締役、学術・企業の検討会におけるアドバイス、書籍などの執筆、マスコミのコメンテーター など

※2 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉き損、口頭・文書・図画その他これらに類する表示行為による名誉き損またはプライバシーの侵害をいいます。

Ex. 事務員が業務で自転車で外出した際通行人にぶつかり、ケガをさせた。

Ex. 事務所で依頼人と打ち合わせをしている時に突然本棚が倒れてきて、ケガをさせた。

Ex. 事務所のトイレの水があふれて、階下の他の事務所・店舗に水漏れ損害を与えた。



<3> 成年後見賠償責任保険

弁護士法に規定される弁護士の資格を有する弁護士または弁護士法人が成年後見業務^(※)を遂行するにあたり、成年被後見人の日本国内における日常活動に起因して他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

(※) 報酬の有無を問いません。財産管理業務に関する損害賠償は、「I(A) 弁護士賠償責任保険」で補償します。被保険者は弁護士賠償責任保険の被保険者と同一になります。(弁護士賠償責任保険に加入していない弁護士は補償の対象となりません。)

Ex. 成年被後見人が徘徊して他人に傷害を負わせたときに、後見人である弁護士が損害賠償責任を負った。

<4> 保険金額と保険料

受託者賠償・施設賠償・成年後見賠償(自動セット) ※自己負担額(免責金額)なし (保険期間1年、団体割引20%適用、一括払)

自動セット	保険金額 (保険金支払いの限度額)		年間保険料 (1事務所あたり)
	受託者賠償	施設賠償	成年後見賠償
受託者賠償	(1事故・保険期間中) 300万円		1,500円
施設賠償	(身体) 1名: 1億円 / 1事故: 2億円 (財物) 1事故: 1億円		
	(人格権侵害) 1被害者: 100万円 / 保険期間中: 200万円		
成年後見賠償	1事故: 1億円 / 保険期間中: 3億円		

*表の「受託者賠償・施設賠償」および「成年後見賠償責任特約」は、弁護士賠償責任保険に一律自動セットされ、記名被保険者毎に適用されます。
 *弁護士法人で従たる事務所のある場合には、自動的に主たる事務所とすべての従たる事務所が含まれます。この場合、主たる事務所とすべての従たる事務所をあわせて、年間保険料は1,500円となります。

<5> サイバー保険(自動セット) 詳しくは7~8ページをご確認ください。

サイバー保険の(自動セット)の保険金額と保険料については、11ページをご確認ください。

I (B) . サイバー保険(自動セット・オプション 上乗せ)

1 補償する損害は?

商品構成

■ サイバー保険では、以下のそれぞれの対象事由に対して、賠償責任・事故発生時の各種対応費用を包括して補償します。

対象事由	概要
① 情報漏えい・おそれ	被保険者の業務における情報漏えいおよびそのおそれ、かばんの置き忘れなどによる情報漏えいも対象
② デジタルコンテンツ不当事由	デジタルコンテンツの使用の結果生じた名誉棄損や、プライバシー侵害、著作権または商標権侵害など
③ サイバー攻撃	被保険者のコンピュータシステムに対する不正なアクセスや処理、操作、犯罪行為など
④ ITユーザー業務	上記①～③以外の被保険者の業務の一環としてのシステムの所有・使用・管理に起因する偶然な事由

賠償責任

対象事由①～④の発生に起因して他人に損害を与えた場合の賠償責任・争訟費用の補償

他人の損害

事故発生時の各種対応費用

対象事由①～④の発生に起因して生じる「事故の調査」から「解決/再発防止」までの諸費用の補償

事故対応に要する諸費用

事故発生時の各種対応費用の詳細

事故対応特別費用 調査/対応/事態収拾/復旧/再発防止	サイバー攻撃対応費用 初動/早期発見/早期復旧
原因調査から事態収拾まで、サイバー事故の対応にあたり必要となる諸費用を幅広く補償 ● 調査： 事故原因調査・影響調査 ● 事態収拾： 会見・マスコミ対応・コールセンター設置 ● 復旧： データ復旧・情報機器復旧 ● 再発防止： コンサルティング	サイバー攻撃またはそのおそれに起因して被保険者が支出した諸費用を補償 ● サイバー攻撃発生の有無の確認のための外部委託費用 ● ネットワークの遮断のための外部委託費用 ● 弁護士等の外部の専門家への相談費用
情報漏えい対応費用 見舞金・見舞品/モニタリング	法令等対応費用 相談・調査
情報漏えいまたはそのおそれに起因して被保険者が支出した諸費用を補償 ● 上記の事故対応特別費用 ● 被害者への見舞金・見舞品 ● 情報漏えいのモニタリング	情報漏えいまたはサイバー攻撃によって、公的機関から調査等が行われた場合に、被保険者が支出した諸費用を補償 ● 弁護士・コンサルタント等の専門家への相談費用 ● 報告書等の文書作成費用、公的機関への報告にかかる費用 ● 証拠収集費用・翻訳費用 欧州GDPRおよび改正個人情報保護法に対応!

2 対象となる業務は?

被保険者が行う弁護士法(昭和24年法律第205号)第3条に規定される業務および付随する業務(*)をいいます。
*付随する業務とは、弁護士法(昭和24年法律第205号)第3条に規定される業務以外の弁護士として行う業務をいいます。

3 保険期間とサイバー保険(自動セット)と上乗せ保険、弁護士賠償責任保険のお支払順位は?

- 保険期間は1年間です。(中途でのご加入の場合は1年よりも短い期間となります。)
- お支払順位は以下のとおり

- ① 弁護士賠償責任保険(加入型G2～Y2、G1～Y1)に付帯されるサイバー保険(自動セット)
 - ② 上乗せサイバー保険(オプション)
 - ③ 弁護士賠償責任保険※
- ※ 弁護士法(昭和24年法律第205号)第3条に規定される業務に限ります。

4 保険金額(保険金の支払限度額)と保険料は?

- 保険金額は、被保険者(弁護士または弁護士法人)毎に適用されます。
- 自動セットされるサイバー保険 ※対象：弁護士賠償責任保険の加入型 G2～Y2、G1～Y1
保険金額：賠償 2,000 万円 / 費用 200 万円(一律)
- 上乗せサイバー保険(オプション) ※自動セットのサイバー保険に上乗せできます。
保険金額：賠償 5,000 万円 / 費用 500 万円～賠償 10 億円 / 費用 1 億円(自動セットを含む)
7つの加入型からご選択できます。
- 自己負担額(免責金額)はございません。

(保険期間1年、団体割引20%適用、一括払)

加入型	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
支払限度額 (1請求および保険期間中)	賠償5,000万円 費用500万円	賠償1億円 費用1,000万円	賠償2億円 費用2,000万円	賠償3億円 費用3,000万円	賠償5億円 費用5,000万円	賠償7億円 費用7,000万円	賠償10億円 費用1億円
基本保険料 (弁護士2名まで)	14,340円	20,120円	25,400円	32,280円	39,750円	43,700円	53,000円
加算保険料 (在籍弁護士3名以上 1名につき)	3,190円	6,890円	10,160円	12,910円	15,900円	17,500円	21,200円

※ハ型は、発売から4年で加入増加率200%超!!

5 被保険者は?

弁護士賠償責任保険の被保険者と同一となります。
(弁護士賠償責任保険に加入していない弁護士は補償の対象となりません。)

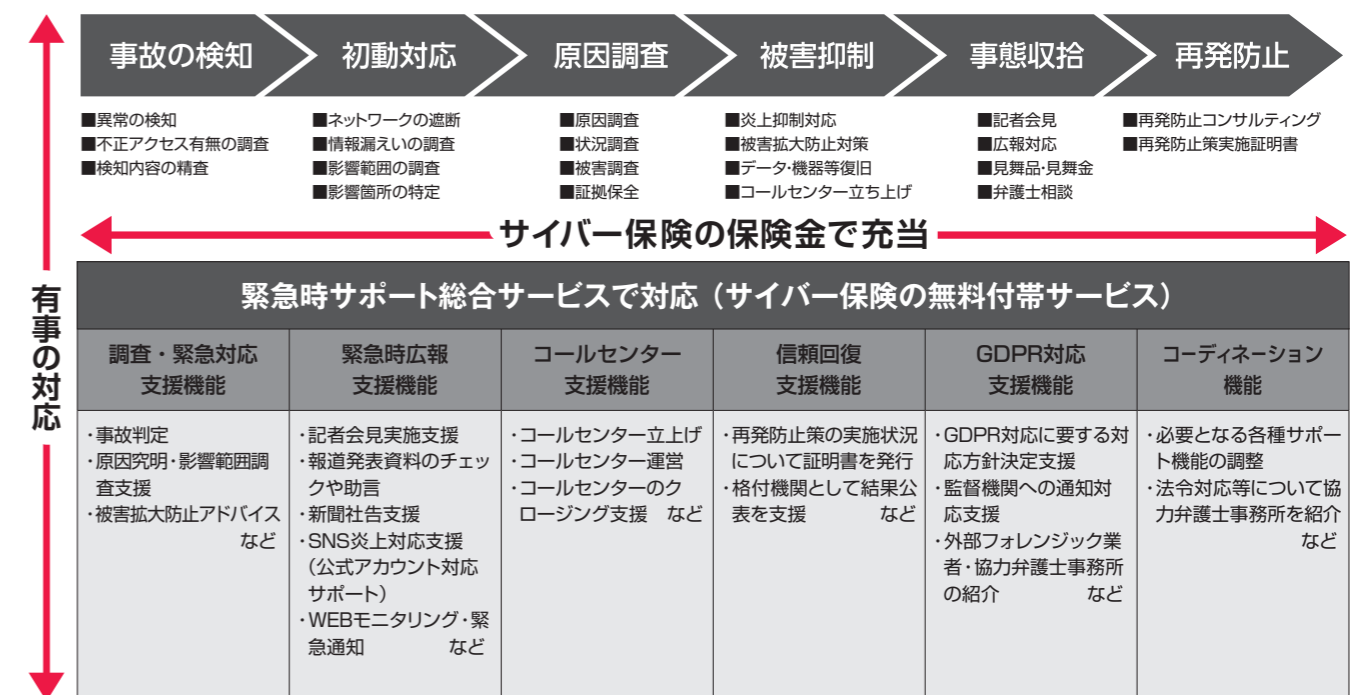
6 サイバー事故時の対応をトータルサポート

無料サービス

緊急時サポート総合サービス

サイバー保険にご加入の方のみご利用いただけます。
弁護士賠償責任保険(加入型G2～Y2、G1～Y1)に付帯されるサイバー保険(自動セット)も含まれます。

万が一の際、ご用命により、SOMPOリスクマネジメント(株)が必要な各種サポート機能を調整し、ご提供します。また、これらの機能にかかる費用は、サイバー保険を通じて充当することが可能です(ファイナンス機能の役割を果たします。)



I (C) . 未成年後見賠償責任特約

未成年者のお名前と生年月日のみでご申告で、その他のご提出書類は不要です。

※未成年後見人に選任時にご加入できます。弁護士賠償責任保険とセットでご加入ください。

1 補償する損害は？

弁護士法に規定される弁護士の資格を有する弁護士または弁護士法人が未成年後見業務^(※1)を遂行するにあたり、未成年被後見人等^(※2)の日本国内における日常活動に起因する他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

(※1)報酬の有無を問いません。財産管理業務に関する損害賠償は、「(A) 弁護士賠償責任保険」で補償します。

(※2)未成年後見人、未成年後見監督人またはこれに準ずる資格を含みます。

2 保険金をお支払いする主な事故は？

未成年被後見人の日本国内における日常活動に起因して他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負ったとき

- Ex. 責任能力がない未成年被後見人が自転車に乗っていたところ、近所の子どもにケガを負わせたことにより、被保険者が法律上の賠償責任を負った。
- Ex. 責任能力がない未成年被後見人が友人とキャッチボールをしていたところ、近所の家の窓ガラスを割ったことにより、被保険者が法律上の賠償責任を負った。
- Ex. 責任能力がない未成年被後見人が誤って友人にケガをさせたことにより、被保険者が法律上の賠償責任を負った。

3 保険金額(保険金の支払限度額)は？

- 加入型によって、保険金額が異なります。(詳細は12ページをご参照ください。)
- 自己負担額(免責金額)はございません。

4 被保険者は？

未成年被後見人(未成年者)ごとに記名された被保険者となります。弁護士賠償責任保険にご加入されている弁護士(弁護士法人)にかぎります。被保険者の範囲は、次の①から③のとおりです。

- ①弁護士個人 ②弁護士法人 ③①および②の組み合わせ

II. ロイヤーズマネーガード

業務にかかわる貨紙幣類・有価証券を対象とし、日本国内における輸送中や事務所保管中の損害を、幅広くカバーする弁護士事務所専用の保険です。弁護士賠償責任保険とセットでご加入ください。

1 お支払いする場合

盗難・紛失^(※1)・火災・爆発・風水災・輸送用具の衝突・偽変造(貨紙幣にかぎります。)^(※2)などほとんどすべての偶然な事故

- Ex. 業務のため事務所に保管していた「現金」・「印紙」・「切手」・「キャッシュカード」が盗まれた。
- Ex. 銀行から現金を引き出して携行中に紛失(置き忘れ)した。
- Ex. 財産管理等で預かっていた顧客の「通帳と印鑑」が盗まれて現金が引き出された。
- Ex. 依頼人から預かった供託金を携行中にひったくりにあった。
- Ex. 別の事件と混同し、インターネットバンキングで誤った口座に振込みをしてしまった。返金を何度も申し入れたが、応じてもらえない。

(※1)ただし保管中に生じた紛失については、紛失により被保険者が所有者に対して法律上の賠償責任を負う場合を除いて対象外となります。

(※2)偽変造は貨紙幣のみ対象となりますので、キャッシュカードのスキミングでの損害は対象外となります。

*有価証券の事故の場合は即時払制度を利用して、てん補限度額の10%を限度に保険金がスピーディーに受け取れます。

(即時払制度の詳細については15ページをご覧ください。)

2 対象となる貨紙幣類・有価証券の範囲は？

貨紙幣類

貨紙幣・小切手・印紙・通帳(印鑑)・郵便切手など

有価証券

株券・手形・国債証券・公社債券など

*依頼人等第三者から預ったものだけでなく事務所所有の貨紙幣類・有価証券の損害も対象となります。

<詳細については下欄をご覧ください>

キャッシュカードや、インターネットバンキング内の外国通貨も補償対象となります。



貨紙幣類	有価証券
①貨紙幣(インターネットバンキング内、外国通貨を含みます。) ②小切手(線引であるかと否を問いません。) ③トラベラーズチェック ④郵便切手、収入印紙、収入証紙、国民年金印紙、特許印紙、自動車重量税印紙、自動車検査登録印紙、自動車審査証紙、登記印紙、健康保険印紙 ⑤金券、商品券、ギフト券、商品引換券、図書券、購買券、景品券、食券 ⑥クーポン券、乗車券(定期券、航空券を含みます。)、高速道路回数券、入場券(前売券を含みます。) ⑦プリペイドカード(テレホンカード、乗車用カード、図書カード、百貨店・スーパーマーケット用カード、ガソリンスタンド用カード) ⑧記名・捺印済み預金の払戻請求書、預金通帳・預金証書(譲渡性定期預金証書を含みます。)、金通帳・金証書・金信託証書・その他の金預り証書または証券(ただし、いずれも印鑑とともに輸送する場合にかぎります。) ⑨郵便為替、利札、宝くじ(抽選日前にかぎります。)、ゴルフ会員券、クレジットカード売上票、売掛伝票 ⑩キャッシュカード ⑪金・銀・白金の地金(クルーガーランド金貨およびこれに類似の財産用法定金貨を含みます。)、ダイヤモンド原石	①国債証券 ②株券(新株券を除き予備株券を含みます。) ③公・社債券、抵当証券、船荷証券、倉庫証券、荷渡指図書、投資信託または貸付信託の受益証券、出資証券、新株引受権証書 ④手形、C.P.(コマーシャル・ペーパー) ⑤株式申込証拠金領収証、株式払込金領収証、株式配当金領収証、郵便振替支払通知書、公債登録済書、国債・株券・公債・社債・投資信託または貸付信託の受益証券・C.P.(コマーシャル・ペーパー)・譲渡性定期預金証書の預り証 ⑥預金通帳・預金証書(譲渡性定期預金証書を含みます。)、金通帳・金証書・金信託証書・その他の金預り証書または証券(ただし、いずれも印鑑とともに輸送する場合は除きます。)

3 輸送方法は？

輸送方法は以下の方法にかぎります。

- 携行便・護送便・書留郵便(簡易書留を含みます。)、自動車貴重品扱い・鉄道貴重品扱い・航空機貴重品扱い
 *貴重品扱いとは、運送人に対して貨紙幣類・有価証券であることを告げて、運送を委託する輸送方法をいいます。

4 被保険者は？

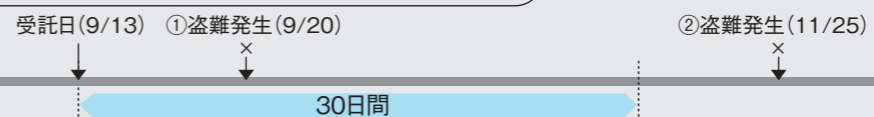
弁護士賠償責任保険の被保険者と同一となります。(弁護士賠償責任保険に加入していない弁護士は補償の対象となりません。)

5 保険金額(保険金の支払限度額)は？

- 保険金額は、加入型によって異なります。(詳細は12ページをご参照ください。)
- 自己負担額(免責金額)はございません。
- 保険期間中に事故による保険金支払いがあっても保険金額は自動的に復元しますので安心です。(キャッシュカード・貨紙幣の偽変造損害を除きます。)
- 貨紙幣の偽変造損害については保険期間を通じて「保険金額の10%」もしくは「300万円」のいずれか低い額を限度に補償します。(貨紙幣の偽変造損害での支払限度額は自動的に復元しませんのでご注意ください。)
- キャッシュカードは1事故および総支払限度額500万円となります。(キャッシュカードでの支払限度額は自動的に復元しませんのでご注意ください。)
- インターネットバンキングで、本来振り込むべき口座とは異なった口座への振込してしまったため、返金申入の内容証明を振込先に送付したにもかかわらず、返金がなされなかった事故は、請求および保険期間中で100万円を限度とします。
- 依頼人等から業務上預った現金を、専用の預り金保管用口座に入金せずに受領日から30日を超過して事務所内に保管(または携行)している場合は、1事故について100万円が支払限度額となります。

「受託日～事故発生日の期間」と「支払限度額」の関係

◇V型(保険金額5,000万円)にご加入の場合



- ①の事故には、支払限度額(5,000万円)が適用されます。
- ②の事故には、支払限度額(100万円)が適用されます。

保険金額と年間保険料

加入者証・約款Web発行割引

ご加入者ご自身でインターネットから新規ご加入・ご継続手続きをされた場合、300円の割引が適用されます。

*「弁護士賠償責任保険」は加入者数、「ロイヤーズマネーガード」は、被保険者数に応じた割引を適用しています。
*団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。
*次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

I. 弁護士賠償責任保険

I(A). 弁護士賠償責任保険

新規ご加入や判定期間中に保険金支払いがない弁護士の方は、自己負担額(免責金額)はありません。詳細は4ページをご参照ください。

(保険期間1年、団体割引20%適用、一括払)

保険金額 (保険金支払いの限度額)		年間保険料 (弁護士1名あたり)					
弁護士賠償責任保険		サイバー保険 (自動セット)		賠償請求期間 10年		賠償請求期間 5年	
1請求につき	保険期間中	1事故・保険期間中		加入型	加入型	加入型	加入型
		賠償責任	費用				
10億円	30億円	2,000万円	200万円	Y2	79,440円	Y1	75,800円
7億円	21億円			X2	66,700円	X1	63,650円
5億円	15億円	2,000万円	200万円	M2	56,220円	M1	53,650円
3億円	9億円			L2	43,350円	L1	41,380円
2億円	6億円			K2	35,450円	K1	33,840円
1億円	3億円			J2	30,510円	J1	29,120円

- *年間保険料(弁護士1名)には、サイバー保険(自動セット)保険料3,500円が含まれております。
- *表の保険料は、特定業務補償対象外割引(5ページ参照)を適用しない場合の保険料です。
- *被保険者数11名以上の場合の保険料は、Webシステムでご確認いただくか取扱代理店までお問い合わせください。

その他の補償タイプもございます。

保険金額 (保険金支払いの限度額)		年間保険料 (弁護士1名あたり)					
弁護士賠償責任保険		サイバー保険 (自動セット)		賠償請求期間 10年		賠償請求期間 5年	
1請求につき	保険期間中	1事故・保険期間中		加入型	加入型	加入型	加入型
		賠償責任	費用				
5,000万円	1億5,000万円	2,000万円	200万円	I2	27,420円	I1	26,180円
3,000万円	9,000万円			H2	25,940円	H1	24,760円
2,000万円	6,000万円			G2	24,710円	G1	23,580円
1,000万円	3,000万円			F2	22,610円	F1	21,570円
500万円	1,500万円			E2	20,630円	E1	19,690円
400万円	1,200万円			D2	19,640円	D1	18,750円
300万円	900万円			C2	18,530円	C1	17,680円
200万円	600万円			B2	16,180円	B1	15,440円
100万円	300万円	A2	12,350円	A1	11,790円		

受託者賠償・施設賠償・成年後見賠償(自動セット) ※自己負担額(免責金額)なし (保険期間1年、団体割引20%適用、一括払)

自動セット	保険金額 (保険金支払いの限度額)		年間保険料 (1事務所あたり)
	受託者賠償	(1事故:1年間につき) 300万円	
	施設賠償	(身体) 1名: 1億円 / 1事故: 2億円 (財物) 1事故: 1億円	
		(人格権侵害追追加条項) 1被害者 100万円 保険期間中 200万円	
成年後見賠償責任特約	1事故 1億円 保険期間中 3億円		

*表の「受託者賠償・施設賠償」および「成年後見賠償責任特約」は、弁護士賠償責任保険に一律自動セットされ、記名被保険者毎に適用されます。
*弁護士法人で従たる事務所のある場合には、自動的に主たる事務所とすべての従たる事務所が含まれます。この場合、主たる事務所とすべての従たる事務所をあわせて、年間保険料は1,500円となります。

オプション

I(B). 上乗せサイバー保険

※自己負担額(免責金額)なし

(保険期間1年、団体割引20%適用、一括払)

※自動セットのサイバー保険に上乗せできます。支払限度額は自動セットと合計です。

加入型	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
支払限度額 (1請求および保険期間中)	賠償5,000万円 費用500万円	賠償1億円 費用1,000万円	賠償2億円 費用2,000万円	賠償3億円 費用3,000万円	賠償5億円 費用5,000万円	賠償7億円 費用7,000万円	賠償10億円 費用1億円
基本保険料 (弁護士2名まで)	14,340円	20,120円	25,400円	32,280円	39,750円	43,700円	53,000円
加算保険料 (在籍弁護士3名以上1名につき)	3,190円	6,890円	10,160円	12,910円	15,900円	17,500円	21,200円

※ハ型は、発売から4年で加入増加率200%超!!

オプション

I(C). 未成年後見賠償責任特約

※自己負担額(免責金額)なし

(保険期間1年、団体割引20%適用、一括払)

加入型	プラン1	プラン2	プラン3
保険金額	1事故 1億円 保険期間中 3億円	1事故 3億円 保険期間中 9億円	1事故 5億円 保険期間中 15億円
保険料 未成年後見人1名あたり	6,860円	8,700円	9,500円

*未成年後見賠償責任特約は、単独ではご加入になれません。必ず弁護士賠償責任保険とセットでご加入いただきます。
*未成年後見人選任時にご加入ください。
*保険金額は、未成年後見人ごとに適用されます。そのため、1人の未成年後見人に複数の未成年後見人がいる場合、被保険者それぞれが負担する損害額(法律上の賠償責任額)を合算して適用します。

オプション

II. ロイヤーズマネーガード

※自己負担額(免責金額)なし

(保険期間1年、複数被保険者数割引30%適用、一括払)

加入型	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
1事故支払限度額 (貨紙幣類・有価証券合算)	1,000万円	2,000万円	3,000万円	4,000万円	5,000万円	7,000万円	1億円	2億円
年間保険料 (1事務所あたり)	34,020円	36,860円	39,690円	42,530円	45,360円	56,700円	68,040円	79,380円

*被保険者は、弁護士賠償責任保険に加入した記名被保険者となります。1事故支払限度額は、事務所(または法人)単位で設定していただけます。

★保険料の計算方法につきましては18ページの「年間保険料計算シート」をご参照ください。

重要

弁護士賠償責任保険・サイバー保険・ロイヤーズマネーガード
ご加入手続きに関するご注意事項について

◆ 保険料の払込みの確認について

「保険料」の着金が確認できないと加入手続きが完了いたしませんので、ご注意ください。

◆ 上乗せサイバー保険・未成年後見賠償責任特約、ロイヤーズマネーガードはオプションでのご加入です。

上乗せサイバー保険・未成年後見賠償責任特約・ロイヤーズマネーガードのみのご加入はできません。必ず弁護士賠償責任保険とセットでご加入ください。

◆ 協同組合未加入の場合

この保険は、弁護士協同組合に加入されている弁護士、および弁護士法人のみが加入できます。協同組合に未加入の方は、協同組合への加入手続きをされたからこの保険にご加入ください。

◆ 弁護士法人の場合

弁護士法人に所属される弁護士は必ず全員ご加入ください。弁護士に加えて、弁護士法人自体も協同組合にご加入いただく必要があります。協同組合員である弁護士法人は、被保険者欄に記名された弁護士の他に「弁護士法人」も被保険者となります。

I (A) 弁護士賠償責任保険のあらまし		
	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
(弁護士特約条項)	<p>●被保険者^(注)が弁護士法に規定される弁護士の資格に基づいて遂行した同法第3条に規定される業務(弁護士業務)、または弁護士法人が行う弁護士法第30条の5に規定される法務省令第62号第1号ないし第3号に掲げる業務(ただし「他人の事業の経営」は除きます。)に起因して、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金および費用(訴訟費用や弁護士報酬など)をお支払いします。</p> <p>●1回の請求について損害賠償金は、損害賠償金の金額が免責金額を超過する金額とし、加入者証記載の保険金額を限度とします。損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の訴訟費用等は保険金額の損害賠償金に対する割合によります。</p> <p>●保険期間中に行った業務に起因して、保険期間中または保険期間終了後5年または10年以内に日本国内で損害賠償請求を提起された場合に限り損害をてん補します。 (注)被保険者とは、弁護士または弁護士法人をいいます。弁護士法人には弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含みます。</p>	<p>次に掲げる賠償責任については保険金をお支払いしません。</p> <p>①被保険者の故意または犯罪行為によって生じた賠償責任</p> <p>②被保険者が他人に損害を与えるべきことを予見しながら行った行為(不作為を含みます。弁護士であれば認識もしくは予見していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)に起因する賠償責任</p> <p>③被保険者と第三者との間に損害賠償に関して、特約がある場合に、その特約によって加重された賠償責任</p> <p>④被保険者が公務員として職務上行った業務に起因する賠償責任(ただし、「判事補および検事の弁護士職務経験制度に基づいて行う弁護士業務」は補償の対象となります。)</p> <p>⑤被保険者が法人等の役員としての職務上遂行した業務に起因する賠償責任</p> <p>⑥被保険者が雇用関係にある法人等(弁護士法人を除きます。)の業務を遂行したことによる賠償責任</p> <p>⑦加算税・延滞税および利子税に相当する損害賠償責任</p> <p>⑧納付税額を過小申告した場合に修正申告・更正・決定等により本来納付すべき本税や、還付金の額に相当する税額を過大申告した場合に修正申告・更正・決定等により還付を受けられなかった税額もしくは本来納付すべき本税等についての賠償責任</p> <p>⑨弁護士報酬の返還にかかる賠償責任(弁護士報酬、日当等を含みます。)など</p>
(受託者追加条項)	<p>●被保険者が弁護士業務に付随して管理する受託物(貨幣紙類・有価証券以外の有体物)が次の各号の間に損壊または盗取されたことにより、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金(修理費、再調達に要する費用等)および費用(訴訟費用や弁護士報酬など)をお支払いします。</p> <p>(1)受託物が加入者証記載の保管施設内で管理されている間</p> <p>(2)受託物が加入者証記載の目的に従って前号の保管施設外で管理されている間</p> <p>●1回の事故について損害賠償金は、加入者証記載の保険金額を限度とします。なお、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の争訟費用は、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。 *修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。</p>	<p>次に掲げる賠償責任については保険金をお支払いしません。</p> <p>①被保険者もしくはその代理人またはこれらの者の同居の親族もしくは使用人が行い、または加担した盗取に起因する賠償責任</p> <p>②被保険者の使用人が所有しまたは私用に供する財物が損壊し、または紛失し、もしくは盗取されたことに起因する賠償責任</p> <p>③受託物の自然の消耗もしくは欠陥、受託物本来の性質(自然発火および自然爆発を含みます。)、ねずみ食い、虫食い等に起因する賠償責任</p> <p>④受託物が委託者に引き渡された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する賠償責任</p> <p>⑤貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、通帳、キャッシュカード、クレジットカード、美術品、稿本、宝石、骨董品、設計書等の受託物の滅失・き損・汚損・紛失・盗取に起因する賠償責任</p> <p>など</p>
(施設危険担保追加条項)・(人格権侵害担保追加条項)	<p>●被保険者が所有、使用または管理する加入者証記載の施設もしくは設備または業務遂行によって生じた偶然な事故(以下「事故」といいます。)により、他人の身体の障害またはその財物の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料、修理費等)および費用(応急手当、緊急処置などの費用、訴訟費用や弁護士報酬など)をお支払いします。</p> <p>ただし、1回の事故について損害賠償金は、加入者証記載の保険金額を限度とします。なお、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の争訟費用は、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。</p> <p>●施設または業務の遂行^{*1}に起因して、保険期間中に被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行った不当行為^{*2}により、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この担保条項の規定に従い、保険金をお支払いします。同一の原因から生じた一連の不当行為は、不当行為の発生した時または場所にかかわらず、そのすべてを1回の不当行為とみなします。1人の個人または1つの組織が被った行為による損害賠償金の額は、1被害者につき100万円を限度とし、一連の損害賠償請求について、かつ保険期間を通じて、200万円を限度とします。</p> <p>*修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。</p> <p>*1業務の遂行とは、被保険者が行う弁護士法(昭和24年法律第205号)第3条に規定される業務および付随する業務^(注)をいいます。 (注)付随する業務とは、弁護士法(昭和24年法律第205号)第3条に規定される業務以外の弁護士として行う業務(弁護士会や協同組合活動、社外取締役、学術・企業の検討会におけるアドバイス、書籍などの執筆、マスコミのコメンテーター など)をいいます。</p> <p>*2不当行為とは、次の①または②に掲げる不当な行為をいいます。</p> <p>①不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉き損</p> <p>②口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉き損またはプライバシーの侵害</p>	<p>次に掲げる賠償責任については保険金をお支払いしません。</p> <p>①施設の新築、改築、修理、取りこわしその他工事に起因する賠償責任</p> <p>②航空機、昇降機、自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。または施設外における船、車両(原動力がもっぱら人力である場合を除きます。))もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任</p> <p>③屋根、樋、扉、戸、窓、壁もしくは通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任</p> <p>④証拠書類もしくは証拠物の滅失、き損もしくは汚損または執行行為に付随して生じた事故による財物の滅失、き損もしくは汚損に起因する賠償責任</p> <p>など</p>
(成年後見業務追加条項)	<p>●弁護士法に規定される弁護士の資格を有する被保険者たる弁護士または弁護士法人が成年後見業務^(※)を遂行するにあたり、成年被後見人の日本国内における日常活動に起因して他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 (※)報酬の有無を問いません。財産管理業務に関する損害賠償は、弁護士賠償(弁護士特約)で補償します。</p>	<p>弁護士特約に記載の事項の他、以下の事由に起因する損害は保険金をお支払いしません。ただし、弁護士特約条項第3条(保険金を支払わない場合)①および③の規定を適用しません。</p> <p>①被保険者と世帯を同じくする親族が所有、使用または管理する財物の損壊</p> <p>②被保険者の犯罪行為(過失犯を除きます。)または被保険者が他人に損害を与えるべきことを予見しながら行った行為(不作為を含みません。)</p> <p>など</p>

I (B) サイバー保険(自動セット・上乘せ)のあらまし		
	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
	<p>損保ジャパンは、普通約款第1章当会社のでん補責任第1条(当会社のでん補責任)の規定にかかわらず、以下のとおり保険金を支払います。</p> <p>【賠償】</p> <p>●被保険者が業務を遂行するにあたり、次の①または②に掲げる事由(以下「事故」といいます)に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害(以下「損害」といいます)について、保険金を支払います。</p> <p>① 情報の漏えいまたはそのおそれ</p> <p>② ①の事由以外の、次のアからウまでに掲げる事由。ただし、ITサービス業務の提供により生じた場合を除きます。</p> <p>ア デジタルコンテンツ不当事由</p> <p>イ 被保険者システムに対するサイバー攻撃</p> <p>ウ アおよびイ以外のITユーザー業務の遂行にあたり生じた偶然な事由</p> <p>●損保ジャパンは、サイバー保険特約条項第1条(保険金を支払う場合—賠償責任)(以下、「前条」といいます)①に定める損害賠償請求が、保険期間中に適用地域においてなされた場合にかぎり、保険金を支払います。</p> <p>●損保ジャパンは、普通約款ならびにこの特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を、事故が発生した国または地域を問わず、適用するものとします。</p> <p>【事故発生時の各種対応費用部分】</p> <p>●前条(1)②に規定する事故を記名被保険者が保険期間中に発見し、その事故に対応するために記名被保険者が支出した「事故対応特別費用」に対して、保険金を支払います。ただし、次の①または②に掲げる場合にかぎり、賠償金を支払います。</p> <p>① 前条(1)②に規定する事故による他人の損失等(注1)が発生するおそれのある状況を記名被保険者が認識した場合</p> <p>② 前条(1)②イに規定する事故の発生が次のアまたはイに掲げる事由により客観的に明らかになった場合</p> <p>ア 記名被保険者が行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による会見、発表、広告等</p> <p>イ 記名被保険者が行う公的機関(注2)に対する文書による届出、報告等</p> <p>●サイバー攻撃のおそれが、次の①または②のいずれかによって保険期間中に発見され、記名被保険者が認識した場合において、それに対応するために記名被保険者が支出した「サイバー攻撃対応費用」に対して、保険金を支払います。</p> <p>① 公的機関(注2)からの通報</p> <p>② 被保険者システムのセキュリティ運用管理を委託している会社等からの通報または報告(注3)</p> <p>●前条(1)①に規定する事故を記名被保険者が保険期間中に発見したことにより、その事故に対応するために記名被保険者が支出した「情報漏えい対応費用」に対して、保険金を支払います。ただし、個人情報の漏えいまたはそのおそれによる情報漏えい対応費用に対して保険金を支払うのは、次の①から④までに掲げる事由のいずれかがなされることにより、個人情報の漏えいまたはそのおそれが客観的に明らかになる場合にかぎり、</p> <p>① サイバー攻撃が生じたことでの当会社への書面による通知</p> <p>② 記名被保険者が行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による会見、発表、広告等</p> <p>③ 本人またはその家族への謝罪文の送付</p> <p>④ 公的機関(注2)に対する文書による届出、報告等または公的機関(注2)からの通報</p> <p>●前条に規定する事故を記名被保険者が保険期間中に発見したことにより、記名被保険者が規制手続きを行った場合または法令等に抵触するおそれのあることを記名被保険者が知った場合において、それに対応するために記名被保険者が支出した「法令等対応費用」に対して、保険金を支払います。 (注1)他人の損失等 他人の業務の休止または阻害、他人のソフトウェアもしくは電子データの損壊または消失、不測の事由による他人の経済的な損失の発生等をいいます。 (注2)公的機関 サイバー攻撃に関する被害の届出および情報の受付等を行なっている独立行政法人または一般社団法人を含みます。 (注3)セキュリティ運用管理を委託している会社等からの通報または報告 記名被保険者が導入しているセキュリティ監視のソフトウェア、サービス等からの通知を含み、当該サイバー攻撃のおそれを記名被保険者が認識した時以降に調査等を委託した会社からの報告を除きます。</p>	<p>【賠償】</p> <p>① 保険契約者または被保険者の故意に起因する損害賠償請求</p> <p>② 被保険者が行ったまたは加担もしくは共謀した窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する損害賠償請求</p> <p>③ 被保険者が、その行為が法令に違反していることまたは他人に損害を与えることを認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求</p> <p>④ 他人の身体の障害、他人の財物の滅失、損傷、汚損もしくは紛失または盗取もしくは詐取されたことに起因する損害賠償請求。ただし、他人の紙または記録媒体が紛失、盗取または詐取されたことにより発生した情報の漏えいまたはそのおそれを除きます。</p> <p>⑤ 記名被保険者の業務の履行不能または履行遅滞に起因する損害賠償請求。ただし、次のアまたはイに掲げる原因による場合を除きます。</p> <p>ア 火災、破裂または爆発</p> <p>イ サイバー攻撃またはITユーザー業務の偶然な事由による被保険者システムの損壊または機能の停止</p> <p>⑥ 知的財産権の侵害に起因する損害賠償請求。ただし、著作権、商標権および意匠権の侵害を除きます。</p> <p>⑦ 被保険者の業務の対価の見積もりまたは返還に起因する損害賠償請求</p> <p>⑧ 販売分析、販売予測または財務分析の過誤に起因する損害賠償請求</p> <p>⑨ 業務の結果を保証することにより加重された損害賠償請求</p> <p>⑩ 株主代表訴訟等によってなされる損害賠償請求</p> <p>⑪ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた不正競争等の不当な広告宣伝活動、放送活動または出版活動による他人の営業権の侵害に起因する損害賠償請求</p> <p>⑫ 差押え、徴発、没収、破壊等の国または公共団体の公権力の行使に起因する損害賠償請求</p> <p>⑬ 暗号資産の換金、売買、決済その他の取引または消失に起因する損害賠償請求</p> <p>⑭ 戦争等(以下のアからウに掲げるものをいいます)に起因する損害賠償請求</p> <p>ア 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動</p> <p>イ アの過程または直接的な準備として行われる国家関与型サイバー攻撃</p> <p>ウ 安全保障または防衛に重大な影響を与えるもの</p> <p>⑮ 直接であると間接であるとを問わず、次の事由に起因する損害賠償請求</p> <p>ア 汚染物質の排出、流出、いっ出、漏出またはそれらが発生するおそれがある状態</p> <p>イ 汚染物質の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化もしくは中和化の指示または要請</p> <p>⑯ 直接であると間接であるとを問わず、核物質の危険性またはあらゆる形態の放射能汚染に起因する損害賠償請求</p> <p>⑰ 直接であると間接であるとを問わず、地震、噴火、洪水、高潮または津波に起因する損害賠償請求</p> <p>⑱ 他の被保険者からなされた損害賠償請求</p> <p>など</p> <p>※①から③については、それらの行為を行った被保険者が被る損害のみ補償対象外です。</p> <p>【事故発生時の各種対応費用部分】</p> <p>① 【賠償】で保険金を支払わない場合に該当する事由または行為</p> <p>② 記名被保険者が偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱いに起因する情報の漏えいまたはそのおそれ</p> <p>③ 記名被保険者の役員に関する個人情報の漏えいまたはそのおそれ</p> <p>④ 電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中断、停止または障害が発生したことにより、記名被保険者に対してそれらが提供されなかったことに起因して発生した費用</p> <p>など</p>

I (C) 未成年後見賠償責任特約のあらまし		
	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
	<p>弁護士法に規定される弁護士の資格を有する被保険者たる弁護士または弁護士法人が未成年後見業務^(※)を遂行するにあたり、未成年被後見人の日本国内における日常活動に起因して他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 (※)報酬の有無を問いません。財産管理業務に関する損害賠償は、弁護士賠償(弁護士特約)で補償します。</p>	<p>弁護士特約に記載の事項の他、以下の事由に起因する損害は保険金をお支払いしません。ただし、弁護士特約条項第3条(保険金を支払わない場合)①および③の規定を適用しません。</p> <p>①被保険者と世帯を同じくする親族が所有、使用または管理する財物の損壊</p> <p>②被保険者の犯罪行為(過失犯を除きます。)または被保険者が他人に損害を与えるべきことを予見しながら行った行為(不作為を含みません。)</p> <p>など</p>

Ⅱ. ロイヤルズマネーガードのあらまし		
	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
ロイヤルズマネーガード	<ul style="list-style-type: none">●日本国内における輸送中のまたは保管中の「貨紙幣類・有価証券」につき、保険期間中に生じた、盗難・滅失その他ほとんどすべての偶然な事故により、被保険者が被った損害(実損害)に対して、加入者証記載のてん補限度額を限度として保険金をお支払いします。●次の費用の損害に対して保険金をお支払いします。<ul style="list-style-type: none">(1)公示催告、除権決定または株券喪失登録の手續きに要した費用(2)保険契約者または被保険者により合理的に支出された損害防止費用および救助料(3)遺失物法(平成18年法律第73号)に基づき、損保ジャパンの同意を得て拾得者に支払った報労金。ただし、加入者証記載の「貨紙幣類・有価証券合算」のてん補限度額の20%をもってそれぞれ限度とします。(4)「貨紙幣類・有価証券」が再発行された場合は、それに要した費用●貨紙幣(インターネットバンキング内、外国通貨を含みます。)が偽造・変造された場合には、偽造・変造損害の保険金をお支払いします。ただし、保険期間中を通じて、加入者証記載の「貨紙幣類・有価証券合算」のてん補限度額の10%または300万円(インターネットバンキング内は100万円)のいずれか低い額を限度とします。●キャッシュカードに関する損害は、保険期間中を通じて500万円をてん補限度額とします。●次の損害の保険金は、1請求および保険期間を通じて、100万円を限度とします。<ul style="list-style-type: none">(1)インターネットバンキングにおいて振込先口座を誤り、組戻し等の取消し手続をしたにもかかわらず、被保険者が被った当該「貨紙幣類・有価証券」の損害(2)インターネットバンキングで、本来振り込むべき口座とは異なった口座への振込してしまつたため、返金申入の内容証明を振込先に送付したにもかかわらず、返金がなされなかった場合に被保険者が被った当該「貨紙幣類・有価証券」の損害	<ul style="list-style-type: none">①保険契約者、被保険者またはこれらの代理人・使用人の故意・重大な過失②戦争、暴動(テロを含みます。)、ストライキ、騒擾(そうじょう)、その他群衆・集団によってなされた暴力的、騒動的な行動③地震、噴火、津波、原子力危険④債権の回収不能、不渡りもしくはその他の信用危険または市場価値の下落⑤取引相手による詐欺⑥コーポレートマネーガード保険特別約款(ロイヤルズマネーガード)第3条第①で定める貨紙幣(外国通貨を含みます。)以外の保険の目的に対する偽造、変造、模造もしくは贋(がん)造⑦身代金の支払⑧恐喝⑨保険契約者または被保険者の使用するコンピューターシステム(オンライン端末機を含みます。)の操作(通信回線を利用した間接的な操作を含みます。)⑩帳簿・伝票の誤記、勘定間違い、支払の過誤または受取不足等の事務的・会計的間違い⑪「保管中」に生じた紛失・その他原因不明の数量の不足。ただし、被保険者が受託物として預かっている「貨紙幣類・有価証券」(貨紙幣を除きます。)を紛失したことにより、被保険者が当該「貨紙幣類・有価証券」(貨紙幣を除きます。)の所有者に対して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害については、この規定を適用しません。⑫サイバー攻撃(コンピューターシステムへのアクセスまたはコンピューターシステムの処理、使用もしくは操作に関連する不正な行為または犯罪行為を言います。)により生じた損害 など

即時払制度について

<p>即時払とは、手形や株券等の有価証券(国債証券を除きます。)に保険事故が発生した際、公示催告または株券喪失登録等の諸手続をさせていただくことで、一定期間を要する除権決定による無効や株券喪失登録に基づく喪失株券の無効の確定前に、貨紙幣類・有価証券合算のてん補限度額(支払限度額)の10%を限度に保険金をお支払いすることをいいます。</p> <p>注①公示催告とは手形・小切手を喪失した方が、簡易裁判所に申し立て、官報や掲示板などでそのことを公示することをいいます。</p> <p>注②除権決定とは、一定期間公示した後、拾得者が現れなければ喪失した手形や小切手の効力をなくすことをいいます。</p>

ご加入の際にご注意いただくこと

●告知義務(ご契約締結時における注意事項)

(1)保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

<告知事項>

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

(2)保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

① 保険料算出の基礎数字	② 業務内容	③ 記名被保険者(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)
④ 損保ジャパンが加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項		

その他ご注意いただくこと

●通知義務(ご契約締結後における注意事項)

(1)保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

(注)加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

(2)以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要ご連絡ができないことがあります。

ご契約者・ご加入者の住所などを変更される場合

(3)ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかつたときを除きます。

(4)重大事由による解除等
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●輸送方法は、以下の方法にかぎります。(ロイヤルズマネーガード)
携行便・護送便・書留郵便(簡易書留を含みます。)
自動車貴重品扱い・鉄道貴重品扱い・航空機貴重品扱い
*貴重品扱いとは、運送人に対して貨紙幣類・有価証券であることを告げて、運送を委託する輸送方法をいいます。

その他ご注意いただくこと(続き)

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続に基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社が経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては取扱代理店までお問い合わせください。

●加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。

●この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。(サイバー保険は全世界となります。)

●この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します(除くサイバー保険)。

●保険料算出の基礎となる弁護士数等、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。

●クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)について
営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。

●この保険の保険期間(保険のご契約期間)は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

●保険責任は保険期間の初日の午後4時^(※)に始まり、末日の午後4時^(※)に終わります。
(※)加入依頼書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

●帳簿の備え付け(ロイヤルズマネーガード)
(1)加入者は、個々の輸送につき、有価証券・貨紙幣類の種類、数量、価額、発送地、輸送過程、仕向地、輸送用具名、発送日を記載した帳簿またはこれに変わるべき書類を備付け、かつ、損保ジャパンが要求したときは、これを閲覧させなければなりません。
(2)加入者が前項の規定に違反したときは、損保ジャパンは、この契約を解除することができます。

●保険金額等の額が外貨建の保険契約の場合には、為替レートの変動により、保険契約締結時と保険金等の支払時とで、円貨に換算した保険金等の額が異なってくる場合がありますので、ご注意ください。(ロイヤルズマネーガード)

●インターネットから直接ご加入・ご継続手続をされたご加入者さまの加入者証は、保険会社が入金確認した後、インターネットにてご確認いただけます。入金を確認後、「加入者証の発行が可能になった」旨のメールが送信されます。その後、インターネットの加入者証発行ボタンから印刷またはご確認をお願いします。

●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

●この保険契約の保険料を定めるために用いる「保険料算出基礎」は、被保険者となる弁護士数となっており、保険期間終了後の確定精算はありません。

個人情報の取扱いについて

■個人情報の取扱いについて

○保険契約者(全国弁護士協同組合連合会)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については
損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。か、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

万一事故にあわれたら

★事故が起きたときは

依頼人または第三者から損害賠償の請求を受けたとき、または損害賠償請求を受けるおそれのある事実の発生を知ったときはただちに次ページの◎事故時の損保ジャパン連絡先までご通知ください。

ロイヤルズマネーガードの事故につきましては、警察・郵便局への届出、銀行への支払い停止依頼等の必要な措置についてご説明します。

●賠償責任を負う事故が発生した場合には損保ジャパンとご相談いただきながら被保険者ご自身で被害者との示談交渉をすすめていただくこととなります。(示談交渉サービスはございません。)

●事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになった場合には、その一部または全部について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

●損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

①公的機関による捜査や調査結果の照会	②専門機関による鑑定結果の照会	
③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査	④日本国外での調査	⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。		

●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

●賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

●損害賠償請求権者が保険金を請求する場合、損害賠償請求権者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

万一事故にあわれたら(続き)

No.	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票等
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書(写)、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	① 建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面(写)、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿(写)等 ② 被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書等
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書(写)、登録事項等証明書等
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書等
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書等

●「審査会」について

弁護士賠償責任保険の事故が発生した場合、損害賠償責任の有無、損害賠償額等につき公正・適切な診断を行うべく、「弁護士賠償責任保険審査会」に諮り、その意見を聞くことになります。この場合、ご通知いただいた内容を外部には絶対に漏らしません。なお、サイバー保険、受託賠償・施設賠償およびロイヤーズマネーガードの事故については、「審査会」には諮りません。

◎事故時の損保ジャパン連絡先

<弁護士賠償責任保険/サイバー保険>

全国(近畿地域を除く)

◆本店火災新種専門保険金サービス部 医師・専門賠償保険金サービス課
TEL 03-3349-5381 (受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

近畿地域

◆関西火災新種保険金サービス部 医師・専門賠償・保証保険金サービス課
TEL 06-4704-2028 (受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)
※下記の協同組合に所属の方の連絡先になります。

大阪弁護士協同組合、兵庫県弁護士協同組合、京都弁護士協同組合、和歌山弁護士協同組合、奈良弁護士協同組合、滋賀弁護士協同組合

<ロイヤーズマネーガード>

◆海上保険金サービス部 運送保険金サービス課

TEL 03-3261-3179 (受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

◆一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル]0570-022808<通話料有料>

受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

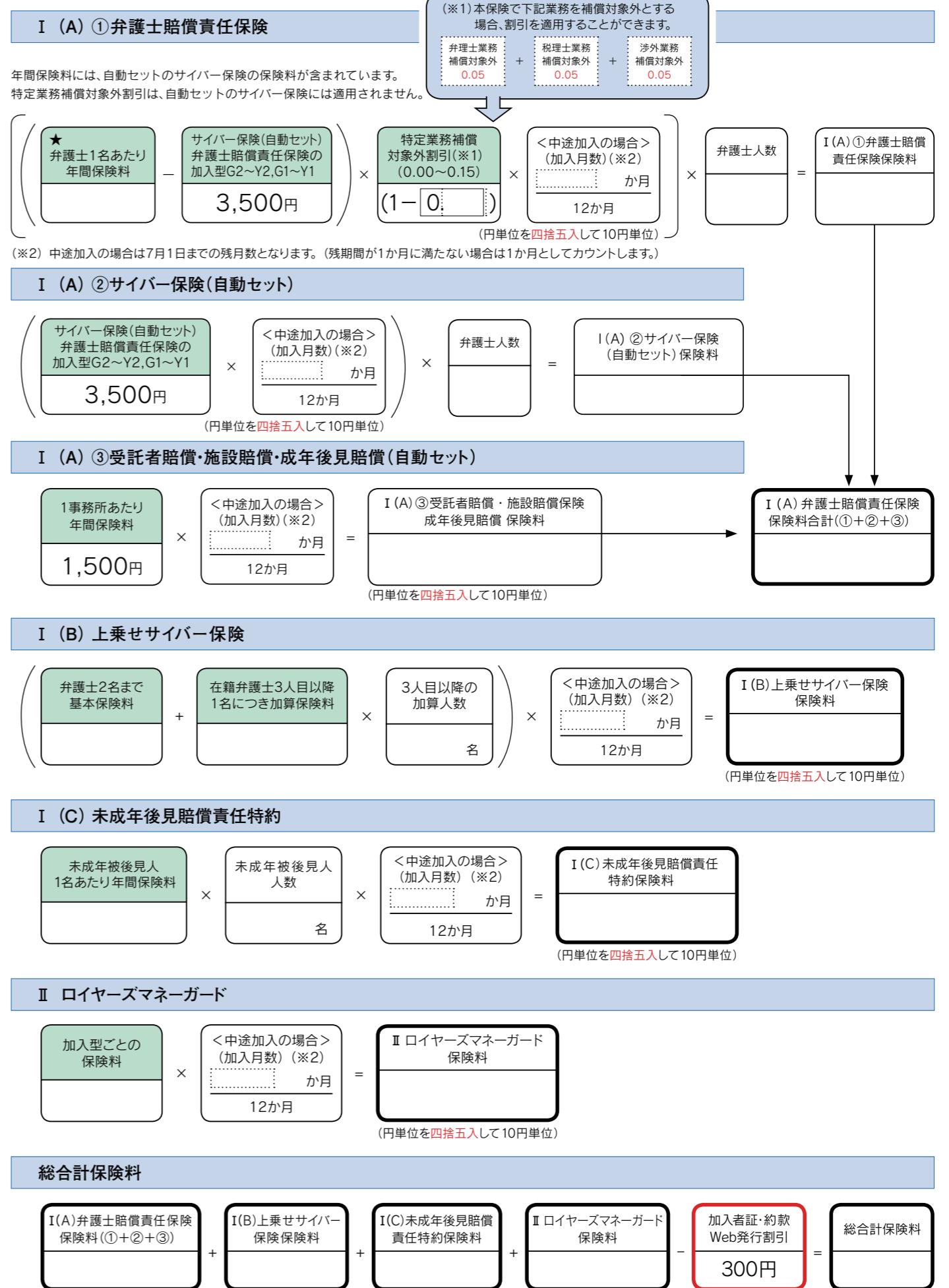
●弁護士賠償責任保険は、賠償責任保険普通保険約款に弁護士特約条項、受託者追加条項、施設危険担保追加条項、人格権侵害担保追加条項、成年後見業務追加条項、未成年後見業務追加条項、その他の追加条項をセットしたものです。

●未成年後見賠償責任特約は、未成年後見業務に関する追加条項(弁護士特約条項用)です。

●サイバー保険は、業務過誤賠償責任保険普通保険約款にサイバー保険特約条項、その他の追加条項をセットしたものです。

●ロイヤーズマネーガードは、運送保険普通保険約款にコーポレートマネーガード保険特別約款(ロイヤーズマネーガード)、賠償責任担保特別約款、その他の特別約款をセットしたものです

* 年間保険料 計算シート *



★ 被保険者数11名以上の場合の保険料は、Webシステムでご確認いただくか取扱代理店までお問い合わせください。